CENTRAL 中央自動車工業株式会社

アルコール検知器の義務化と運用について

【プレゼンター】
中央自動車工業株式会社
営業開発部
林

中央自動車工業について

会社概要

COMPANY DATA

私共、中央自動車工業は、創立以来70有余年、新しい商品・サービス・システムの開発・提供に努めています。

●創業以来70有余年、自動車関連用品のメーカー・商社として、日本の技術を世界に、また世界の優れた商品をキャッチし、日本を含めた他国へ提供。

●国内では、新車販売店様に対して、ボディコーティングや保護フィルム等のオリジナル開発商品を提供し、販売店様のビジネス拡大に貢献。

●海外では、60数ヵ国をネットワークし、自動車用部品を輸出入・販売。

《会社概要》

【 設 立 】 1946年5月

【 資 本 金 】 10億100万円

【主な事業内容】 自動車部品、用品および新商品ならびに関連サービスの開発・販売、輸出入

【 従 業 員 数 】 269名(2025年3月現在/単体)

【 本 社 】 大阪市北区中之島4丁目2-30　電話06(6443)5182(代)

【 国 内 拠 点 】 札幌、仙台、盛岡営業部(岩手県)、北関東(栃木県)、高崎、東京、静岡、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、南九州営業部(熊本県)

【 海 外 拠 点 】 デトロイト(米国)、シンガポール、ヤンゴン(ミャンマー)、ドバイ(UAE)、広州(中国)、マニラ(フィリピン)、クアラルンプール(マレーシア)、ハノイ(ベトナム)、ダナン(ベトナム)、ホーチミン(ベトナム)、ジャカルタ(インドネシア)、台北(台湾)

【 株 式 】 東京証券取引所スタンダード市場

【 子 会 社 】 セントラル自動車工業(株)、(株)ABT、(株)フラッグス、(株)ケー・エム・エンタープライズ、森田産業(株)、CAPCO PTE LTD(シンガポール)、CAPCO USA, INC.(米国)、広州セントラル情報技術コンサルタント会社(中国)

【 関 連 会 社 】 (株)石川トヨペットカローラ、エイスインターナショナルトレード(株)

研究開発施設「中之島R&Dセンター」

「環境、健康、安全」をテーマにした企業理念を遂行するため、国際規格 ISO9001、ISO14001の認証を取得しております。

FS 543170 / ISO 9001　EMS 543169 / ISO14001
本社 国内支社・営業所

本日のアジェンダ

① 白ナンバーのアルコール検知器義務化について

② アルコールチェックに関する法制度の変遷

③ 白ナンバーのアルコール検知器義務化について

④ 運用品質の重要性について

⑤ 現状の課題と対策方法について

⑥ アルコール検知器・運用方法の選び方

⑦ アルコール検知器ソシアックについて

本日のアジェンダ

① アルコールチェックに関する法制度の変遷

② 白ナンバーのアルコール検知器義務化について

③ 運用品質の重要性について

④ 現状の課題と対策方法について

⑤ アルコール検知器・運用方法の選び方

⑥ アルコール検知器ソシアックについて

現在に至るまで

CENTRAL 中央自動車工業株式会社

2002年
アルコール検知器「ソシアック」シリーズの製造・販売開始

独立行政法人 国民生活センター
NATIONAL CONSUMER AFFAIRS CENTER OF JAPAN

2014年
国民生活センターに安価なアルコール検知器の精度が疑わしいと相談が入る。

2019年1月
航空事業者に対してアルコール検知器の義務化

2020年
海運事業者に対してアルコール検知器の使用が安全管理規定に記載される。

2011年
“緑ナンバー”事業者に対してアルコール検知器の義務化

2015年
アルコール検知器協議会の設立

2019年10月
鉄道事業者に対してアルコール検知器の義務化

2023年12月
“白ナンバー”事業者を対象にアルコール検知器の義務化

八街の事故をきっかけに白ナンバーへ拡大。2023年検知器義務化。

本日のアジェンダ

① アルコールチェックに関する法制度の変遷

② 白ナンバーのアルコール検知器義務化について

③ 運用品質の重要性について

④ 現状の課題と対策方法について

⑤ アルコール検知器・運用方法の選び方

⑥ アルコール検知器ソシアックについて

2023年12月施行 安全運転管理者制度の主な変更点

2023年12月施行（赤字部分が新たに追加・義務化）

●道路交通法施行規則　第九条第十項第六号

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、**アルコール検知器**（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）**を用いて確認を行うこと。**

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」抜粋

✓ **酒気帯び確認はアルコール検知器を使用して実施することが義務化**

●道路交通法施行規則　第九条第十項第七号

前号の規定による**確認の内容を記録し、**及びその記録を**一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること**

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」抜粋

✓ **確認結果の記録を1年間保存し、検知器を常時有効に保持することが義務化**

2023年12月の法改正により、企業には**「アルコール検知器による確認」「確認結果の記録・1年間保存」「検知器の常時有効保持」**が義務付けられました。
この改正によって企業のアルコールチェック運用はどのように変わったのか、次ページより5つのポイントで解説します。

安全運転管理者は、酒気帯び確認の実施内容を記録し、1年間保存しなければなりません。

（1）確認者名

（2）運転者

（3）運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

（4）確認日時

（5）確認の方法　対面ではない場合は具体的な方法

（6）酒気帯びの有無（確認結果）

（7）安全運転に関する指示事項

（8）その他必要な事項

■2023年12月1日からは

従来の記録項目に加え、「アルコール検知器を使用して確認したこと」を記録として残すことが義務化されました。

アルコール検知器は「常時有効に保持」することが求められます。

アルコール検知器は、取扱説明書に従って適切に使用・管理し、使用期限やセンサー寿命を確認するとともに、故障の有無を定期的に点検する必要があります。

警察庁「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施工に伴う安全運転管理者業務の拡充について通達」より要約

■道路交通法施行規則の法改正に際し、アルコール検知器を購入された企業様も、それで終わりではありません。
アルコール検知器のセンサーには寿命があるため、メーカーが定める交換・校正・点検等を実施し、正しく測定できる状態を維持する必要があります。
使用期限やセンサー寿命の管理、定期的な点検・校正等を実施していただき、
常時有効保持義務の法令違反とならないよう、ご対応をお願いいたします。

「常時有効保持」とは、アルコール検知器を保有するだけでなく、正常に測定できる状態で維持・管理することを意味します。

・・・では、アルコール検知器の故障や異常はどのように確認すればよいのでしょうか。
次ページで具体的な確認方法をご紹介します。

法改正のポイント③　常時有効保持のための運用・点検・測定

CENTRAL 中央自動車工業株式会社

国土交通省は、旅客・貨物運送事業者向けにアルコール検知器の日常点検や運用に関する指針を示しています。当社では、白ナンバー事業者においても常時有効保持義務への対応として、適切な運用・点検・測定の実施を推奨しています。
アルコール検知器を常に正常な状態で使用するためには、日常点検・適切な測定・定期メンテナンスを継続的に実施することが重要です。

正しい運用

点呼時に酒気帯びの有無を確認する際には、営業所ごとに備えられたアルコール検知器を必ず使う必要があります。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則 第七条　旅客自動車運送事業運輸規則　第二十四条）

正しい日常点検

～常時有効性保持の義務化にともなう点検項目を実施～

（貨物自動車運送事業輸送安全規則 第二十条　旅客自動車運送事業運輸規則　第四十八条）

損傷がないこと

電源が入ること

正常呼気で反応が出ないこと

アルコール成分を含んだ呼気等に反応があること

正常呼気で再測定をして反応が出ないこと

これらの確認、実施記録を保管することを推奨します

正しい測定

～測定・使用の際の注意事項・販売ガイドライン～

アルコール検知器に反応がありえる飲食物等をあらかじめ測定者に伝えておきましょう。

飲酒以外でのアルコール反応があった場合の対処法を事前に伝えておきましょう。

アルコール検知器ごとに定められた測定、保管環境を守ってください。

正しい定期メンテナンス

アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化するものであり、半永久的に使用できるものではありません。

検知器ごとに定められた使用回数、期限を守ってください。また、精度維持のための修理、メンテナンス、校正、交換は必ずおこなってください。

安全運転管理者以外でも酒気帯び確認は実施できるのか。

安全運転管理者が不在である、他の業務により点呼を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者が点呼による確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、**副安全運転管理者、点呼による確認の業務を委託した事業者、その他安全運転管理者の業務を補助する者**（以下この項において「補助者」という。）に、点呼による確認を行わせることは差し支えない。

警察庁HP：「安全運転管理者業務の拡充等」より抜粋
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisya/pdf/seido.pdf

安全運転管理者が不在等により酒気帯び確認を実施できない場合は、副安全運転管理者や業務補助者が確認を代行することができます。
ただし、酒気帯び確認の実施体制や記録管理に関する最終責任は安全運転管理者にあります。

酒気帯びの有無の確認は、対面による目視等での確認が原則です。

酒気帯び確認は、運転者と対面し、目視等により確認することが原則

直行直帰や出張等により対面での確認が困難な場合は、次の方法による確認も認められています。

例①
カメラ、モニター等によって
安全運転管理者が運転者の顔色、
応答の声の調子等とともに、
アルコール検知器による測定結果を
確認する方法

例②
携帯電話、業務無線その他の運転者と
直接対話できる方法によって、安全運
転管理者が運転者の応答の声の調子等
を確認するとともに、アルコール検知器
による測定結果を報告させる方法
等の対面による確認と同視できるよう
な方法が考えられる。

警察庁HP:「安全運転管理者業務の拡充等」より抜粋
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisya/pdf/seido.pdf

遠隔確認の場合は、本人確認と測定結果の記録・保存を確実に行い、安全運転管理と法令遵守を証明するエビデンスとして適切に管理することが重要です。

本日のアジェンダ

① アルコールチェックに関する法制度の変遷

② 白ナンバーのアルコール検知器義務化について

③ 運用品質の重要性について

④ 現状の課題と対策方法について

⑤ アルコール検知器・運用方法の選び方

⑥ アルコール検知器ソシアックについて

コスト重視から「運用・信頼性重視へ」

■2023年12月
　白ナンバー事業者への検知器義務化に伴い、多くの企業がまずは導入を優先し、機器価格を重視した選定を実施。**「まずは導入→運用は後回し」**

■2025年
　アルコールチェックの未実施や不適切な運用に対する行政処分事例が発生。運用体制や記録管理の重要性が改めて認識される。

■現在
　機器導入だけでなく、本人確認・改ざん防止・記録保存を含めた運用品質を重視する企業が増加。

単にアルコール検知器を導入するだけでは十分ではありません。
企業に求められているのは、本人確認を含む適切な酒気帯び確認と、その結果を改ざんや記録漏れのない形で確実に保存することです。
確認結果の記録は、安全運転管理と法令遵守を証明する重要なエビデンスとなります。

安全運転管理者が知っておくべき責任の構造

酒気帯び確認未実施
記録未保存
記録不備
常時有効保持義務違反

▶

警察による指導・確認
公安委員会による是正措置命令
安全運転管理者解任命令

▶

命令違反
改善が確認できない

▶

罰則・企業責任

50万円以下の罰金
企業信用の低下
管理責任の追及

酒気帯び確認を怠った先で飲酒運転が発生した場合、責任は運転者本人にとどまらず、下命・容認した使用者・管理者にも運転者と同水準の罰則。
また、両罰規定により、法人にも罰金や自動車使用制限処分が科されることも。

しかしながら、本質的なリスクは罰則ではなく、その先にある企業責任です。

・管理体制不備による管理責任の追及
・下命・容認による刑事責任のリスク
・民事上の損害賠償責任
・企業ブランドや信用の毀損 ＝ 経営リスクに直結

アルコールチェックの記録は、適切な安全運転管理を実施していたことを証明し、事故やトラブル発生時に**企業と安全運転管理者を守る重要なエビデンス**となります。

本日のアジェンダ

① アルコールチェックに関する法制度の変遷

② 白ナンバーのアルコール検知器義務化について

③ 運用品質の重要性について

④ 現状の課題と対策方法について

⑤ アルコール検知器・運用方法の選び方

⑥ アルコール検知器ソシアックについて

課題と対策①　安価品の精度問題

法令化の報道発表以降、市場には海外製を含む低価格帯の製品が数多く流通するようになりました。
過去には2015年2月に国民生活センターより、低価格帯のアルコール検知器について「測定精度に疑問がある」との相談や苦情が寄せられているとして、注意喚起が行われています。

●店舗やインターネット販売されている簡易型の1万円未満の機種について、数値や繰り返し性にばらつきがある。

●アルコール検知器のみでの運転可否の判断はやめるように。

●商品の個体差を減らすように品質管理の徹底

●センサー寿命や機能・注意指示の充実の要望

これを受け国交省などの要請により、弊社を含めたアルコール検知器メーカー数社がアルコール検知器の基準を策定するためアルコール検知器協議会が発足しました。

独立行政法人
国民生活センター

報道発表資料

平成27年2月19日
独立行政法人国民生活センター

過信は禁物！息を吹きかけて呼気中のアルコール濃度を調べる測定器
ー運転の可否の判断には使用しないで！ー

1．目的

昨今、息を吹きかけることによって呼気中のアルコール濃度を簡易的に調べるという測定器（以下、「アルコールチェッカー」とします。）が販売されており、消費生活センターに、約2年前に購入して使用していたアルコールチェッカーの精度が最近疑わしいとの相談が寄せられました。当センターでテストを実施したところ、測定完了を知らせる電子音は鳴るものの、調べた濃度域での指示値はすべて「0」を示し、全く測定できていませんでした。

PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）(注1)には、2009年4月以降の5年間余りにアルコールチェッカーに関する相談が36件(注2)寄せられており、「最初の1カ月はいいが2、3カ月経つと数値がゼロのまま動かなくなる。」、「今朝自宅で呼気を測定したアルコール検知器はゼロと表示した、勤務先ではアルコールが検出された、市販の検知器はいい加減なのか。」といったものもありました。

このようなアルコールチェッカーは、使用者が正常に作動しているか否かを確認することは困難であると考えられ、測定動作に異常等がない限り、検知できなくなっていても、そのまま気が付かずに使用して測定結果を信用してしまう可能性があります。

そこで、市販されている簡易型のアルコールチェッカーについてテストするとともに、商品の表示や広告、使用者の意識に関する調査等を行い、消費者に情報提供することとしました。

（注1）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのことです。
（注2）2014年11月末までの登録分。件数は本公表のために特別に事例を精査したものです。なお、この中には業務目的で購入した事例等も含まれています。また、本報告書中の事例の分析についても、本公表のために特別に精査したものです。

2．テスト実施期間

検体購入：2014年8月～10月
テスト期間：2014年8月～2015年1月

国民生活センターHPより抜粋
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150219_1.html

アルコール検知器協議会について

CENTRAL 中央自動車工業株式会社

**国や運輸業界から強い要請を受け、
アルコール検知器協議会を設立。
認定品制度を策定し、外部機関による
監査合格品を協議会認定品に。**

協議会は、この検定制度を継続的に運営することで、消費者や企業が信頼できるアルコール検知器の普及を促進するとともに、業界全体の品質向上と健全な発展を目指しています。

また、国際的な技術規格も取り入れながら、国内外の技術革新と業界の活性化に貢献しています。

**アルコール検知器のご選定には
協議会認定品を一つの基準としてお役立てください。**

課題と対策②　業務用と健康管理用

近年、飲酒運転対策の強化や健康意識の高まりを背景に、アルコール検知器の重要性は高まっています。アルコール検知器には、主に以下の2つの用途があります。

・健康管理用途（一般消費者向け）
飲酒量や体調管理のために利用される製品

・業務用途（事業者向け）
事業者などが点呼時の酒気帯び確認に利用する製品

一般的に健康管理用途は店頭やインターネット通販で販売されています。一方で業務用途レベルの精度、耐久性を前提としていない製品もあり、メーカーによってはアフターサポートが提供されていないケースもあります。

Q2 どうして「半導体式」と「燃料電池式」があるの？

A. 「個人使用」と「事業用途」を想定して開発しています

タニタでは、そのセンサーの特徴から、半導体式と燃料電池式とでは異なる用途を想定しています。

・半導体式
燃料電池式に比べて安価な半導体式は、一般販売を目的とする「家庭用」に分類され、アルコール検知器市場の大多数を占めています。 タニタにおける半導体式アルコール検知器の製造の歴史は長く、緑ナンバー（営業車）のアルコールチェックが義務化された2011年よりずっと前、1999年から販売を開始しました。
タニタでは、半導体式は個人が主に健康飲酒※に役立てる用途で使用することを想定しています。

※健康飲酒とは「節度ある適度な飲酒」を意味しています。

・燃料電池式
一般的に「業務用」とされるタイプで、複数人で使用し、計測回数も多くなることを想定して製造されています。精度を維持するため、定期的なメンテナンスサービスも提供しています。

▲タニタ社HPより抜粋
https://www.tanita.co.jp/magazine/special-feature/4864/

【ご参考】
弊社のアルコール検知器ソシアックシリーズは業務用として販売させていただいており、アフターサービスも万全です。

業務用途で使用する場合は、用途に応じた性能や保守体制を備えた製品を選定することが重要です。

課題と対策③　記録業務の負担と管理品質の両立

CENTRAL 中央自動車工業株式会社

アナログ管理の負担

- 記録業務の管理者負担が大きい
- 記入漏れ等が発生しているケースも
- 管理状況の不透明化
- エビデンスとして記録を残していく

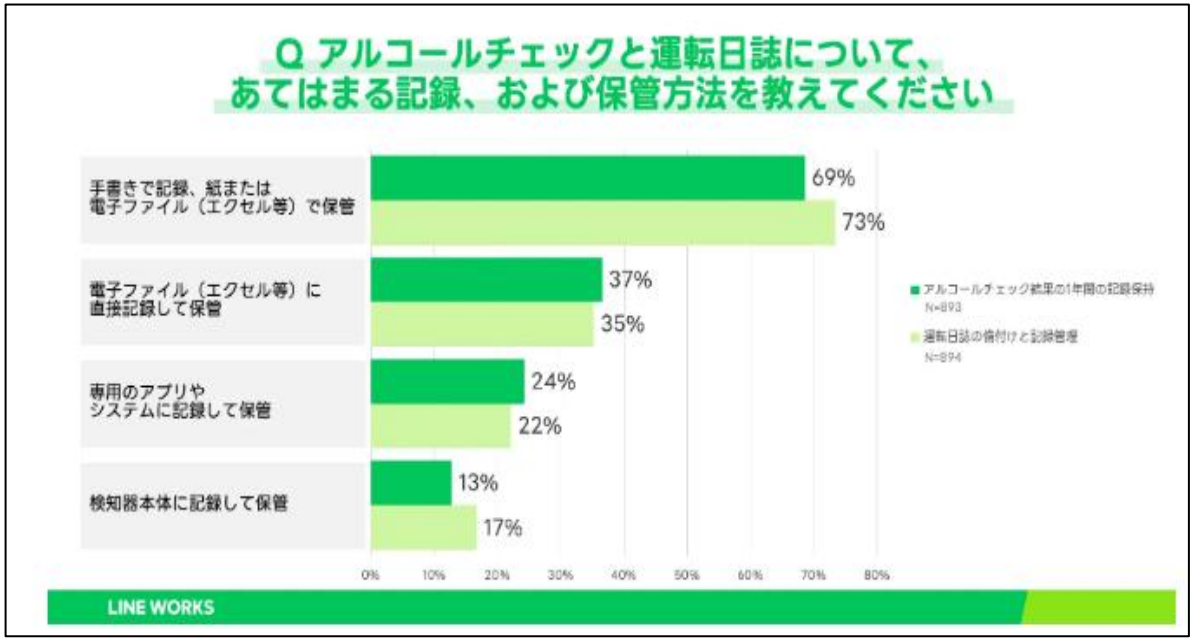

▲ワークスモバイルジャパン㈱のアンケート結果より
https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000384.000020202.html

紙やExcelによる運用でも法令対応は可能ですが、運転者数が増えるほど管理負担が増加し、事故発生時に求められるエビデンスの管理・証明が課題となります。特に、「誰が・いつ・どのような方法で確認し、どのような結果だったのか」を適切に管理できることが重要です。

クラウドサービスを活用することで、確認記録や点検履歴、遠隔確認記録をデータ連携し自動的に保存・一元管理できるため、法令遵守を支えるエビデンスの構築と運用負担の軽減を両立することができます。

業務効率化にはITなどを活用したシステムの導入も効果的です。

本日のアジェンダ

① アルコールチェックに関する法制度の変遷

② 白ナンバーのアルコール検知器義務化について

③ 運用品質の重要性について

④ 現状の課題と対策方法について

⑤ アルコール検知器・運用方法の選び方

⑥ アルコール検知器ソシアックについて

アルコールチェック運用は2つの選択が重要

①アルコール検知器選定
・どのアルコール検知器を使用するか

②管理方法選定
・どのように記録・管理するか

検知器 × 管理方法 で法令対応力と運用品質が決まる

アルコールチェックの運用で重要なのは、「検知器」と「管理方法」の両方を自社に合った形で選定することです。
特に法改正後は、適切な測定を行うことに加え、その結果を記録・保存し、安全運転管理を証明できるエビデンスとして管理することが求められています。

次ページからそれぞれの選定ポイントについてご紹介いたします。

アルコール検知器の選定について

ポイント①　センサー方式

半導体式ガスセンサー

半導体表面に吸着している酸素にアルコールガスが反応してセンサー抵抗値が
変化する特性を利用。ガス濃度が高くなると抵抗値が下がることでガス濃度を測定する。

電気化学式センサー

呼気中のエタノールを燃料にしてエタノール中の水素イオンと電子に分離して
電気を発生させる。その発生した電気の量で呼気中アルコール濃度を測定する。

	メリット	デメリット	該当機種
電気化学式センサー	●アルコール成分に対して高い選択性があり比較的、誤検知が少ない。 ●経年劣化が少なく、長寿命 ●消費電力が低い	●価格が高い ●一定の呼気量が必要なため、マウスピースやストローでの吹込みがほとんど	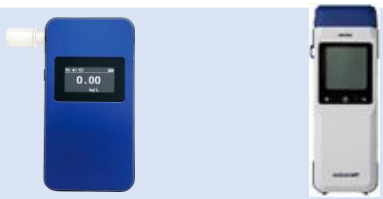
半導体式センサー	●低濃度での選択性が高い ●価格が安い ●応答性が早い ●吹き込みは直接吹き込みとストロー吹き込みが選べる	●使用状況によっては環境の影響を受ける	

業務用途では、測定精度や安定性の観点から電気化学式を採用する製品が増えています。

ポイント② 業務用のアルコール検知器を選ぶ

・健康管理用途（一般消費者向け）
飲酒量や体調管理のために利用される製品

・業務用途（事業者向け）
事業者などが点呼時の酒気帯び確認に利用する製品

業務用途レベルの精度、耐久性を前提としていない製品もあり、メーカーによってはアフターサポートが提供されていないケースもあります。

J-BAC認定品は、一定の品質基準は担保されていますが、
健康用途と業務用途が混在しており、その中からさらに選定が必要となります。
用途違いの検知器を使用してしまうと、適切な酒気帯び確認が困難になることから、
ご選定の際にはアルコール検知器メーカーへのお問い合わせをお勧めいたします。

アルコール検知器の選定について

ポイント③　適切な酒気帯び確認を妨げるリスクへの対策

1.なりすまし・代理測定
・他人が代わりに測定する
・本人確認ができない
→測定音や吹込み不足によるエラー表示機能および測定時の写真等で対策

2.測定回避行為
・ポンプを使用する
・測定準備中に吹き込む
→検知器の仕様確認

3.誤反応・誤判定
・飲食物
・低感度化
→検知器の低感度化＝飲酒しているにもかかわらずアルコールが検知されず、数値が表示されないケース

ポイント④　見落としがちなトータルコスト

見えるコスト
・本体価格
・買い替え・センサー交換費用

見えないコスト
・確認作業
・記録管理
・誤検知対応
・拠点間の集計作業

適切な測定と確実な記録管理が求められるなか、
信頼性の高い検知器メーカーが選ばれる理由がここにあります。

管理方法の選定について

自社にあった運用レベルを選ぶことが重要

管理レベル	管理方法	方法	メリット	デメリット
Level 1	アナログ管理	紙記録 Excel入力	導入費用が安い	手入力 集計負担 拠点管理
Level 2	半自動化	OCR読み取り USB転送 PCソフト管理	手入力の削減	遠隔測定時の本人確認 確認のリアルタイム性
Level 3	クラウド管理	Bluetooth連携 クラウド保存	エビデンス管理 拠点管理 業務効率化	ランニングコスト

管理方法の選定について

運転者数・拠点数・直行直帰の有無によって最適な運用方法は異なります。

選定基準	アナログ	半自動化	クラウド
小規模運用	◎	○	△
運転者20名以上	△	○	◎
複数拠点	△	○	◎
遠隔確認・直行直帰	△	△	◎
記録保存・証跡管理	△	○	◎

重要なのは、自社の規模ではなく、求められる管理レベルに応じて運用方法を選択することです。

各選定方法のまとめ

安定かつ確実な安全運転管理のためには・・・

検知器選定では「測定およびメーカーの信頼性」

管理方法選定では「エビデンス管理と運用効率」

が重要です。

法改正後は、正確な測定はもちろん、企業としての適切な管理を証明できる運用体制が求められています。

クラウドサービスについて

クラウド管理とは

クラウドサービスでは**タイムリーな実施状況の把握や、DX化による管理業務の効率化、ペーパーレス化**はもちろんのこと**自動記録により記録漏れのリスクがなくなり着実な法令遵守が可能となります。**

■クラウドサービス利用イメージ

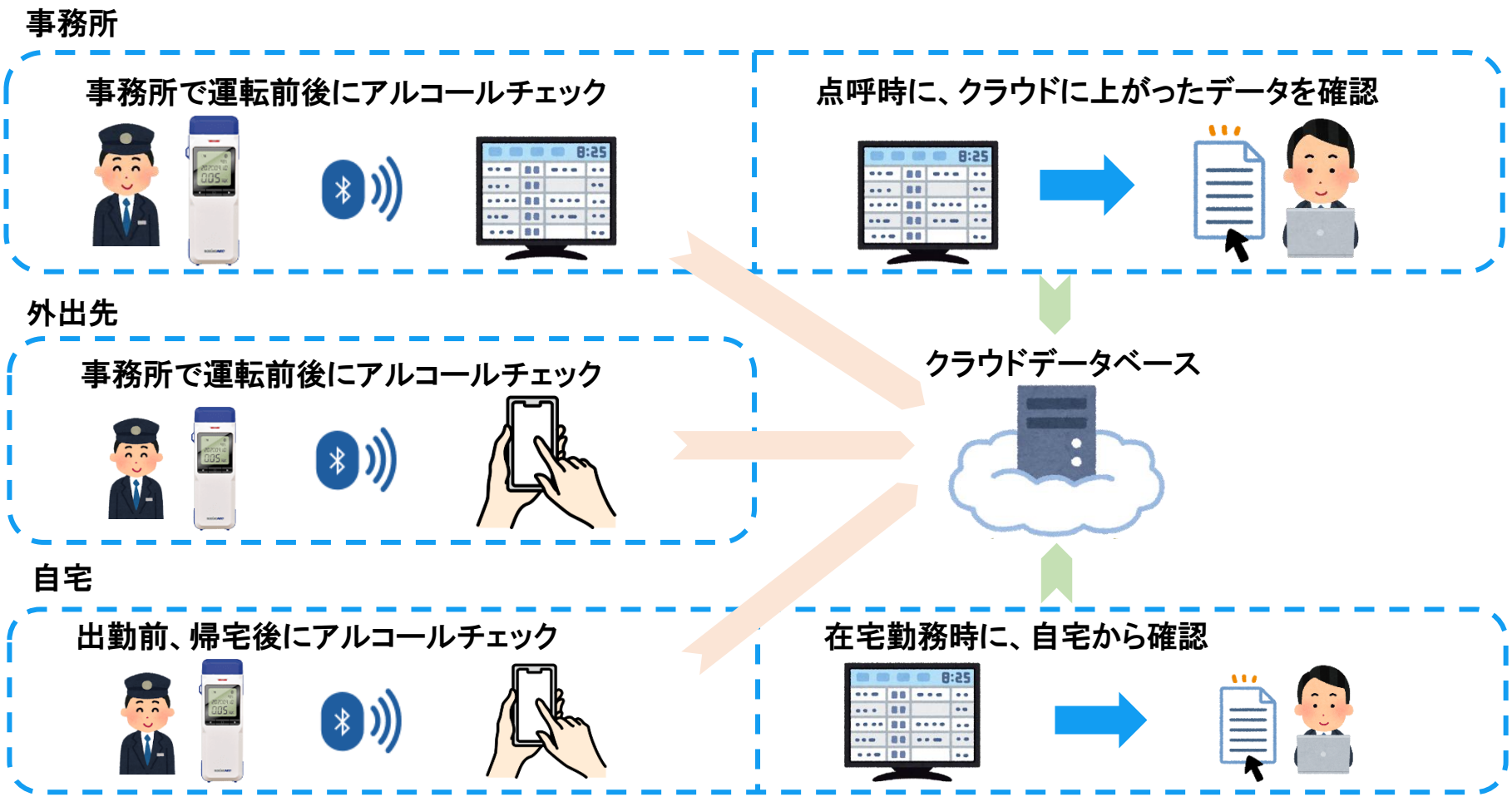

クラウドシステムとは

CENTRAL 中央自動車工業株式会社

■実際の運転者のスマホ画面のイメージ

または

＋

または

本人確認

測定区分選択

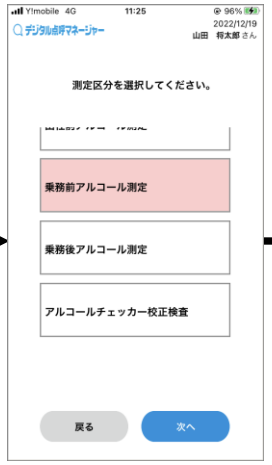

アルコールチェック

乗務車両選択

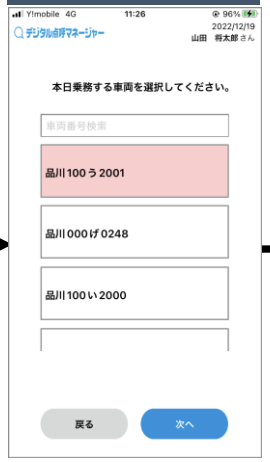

送信結果確認

クラウドシステムとは

CENTRAL 中央自動車工業株式会社

■実際の管理画面のイメージ

ダッシュボード

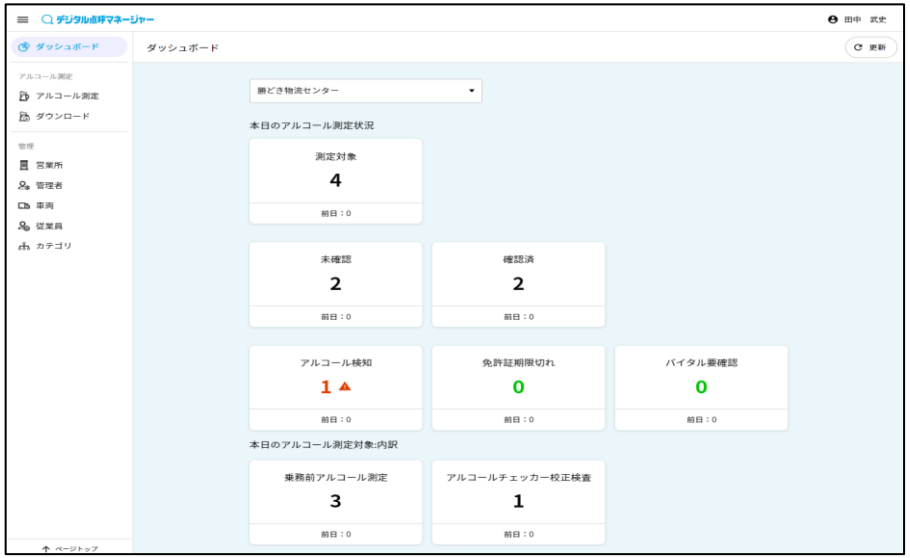

アルコール測定詳細

アルコール測定一覧

記録表（データ出力）

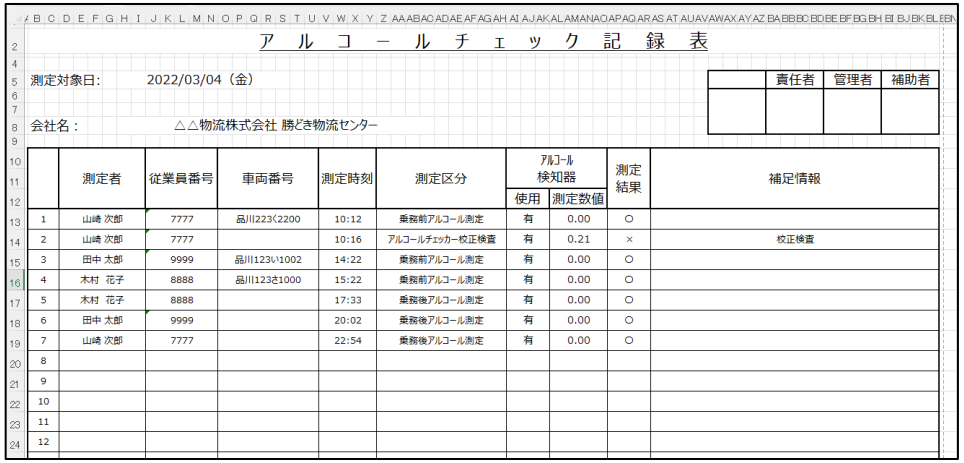

アルコールチェック記録表

測定対象日: 2022/03/04（金）

会社名： △△物流株式会社 勝どき物流センター

	責任者	管理者	補助者

	測定者	従業員番号	車両番号	測定時刻	測定区分	アルコール検知器		測定結果	補足情報
						使用	測定数値		
1	山崎 次郎	7777	品川223く2200	10:12	乗務前アルコール測定	有	0.00	○	
2	山崎 次郎	7777		10:16	アルコールチェッカー校正検査	有	0.21	×	校正検査
3	田中 太郎	9999	品川123い1002	14:22	乗務前アルコール測定	有	0.00	○	
4	木村 花子	8888	品川123さ1000	15:22	乗務前アルコール測定	有	0.00	○	
5	木村 花子	8888		17:33	乗務後アルコール測定	有	0.00	○	
6	田中 太郎	9999		20:02	乗務後アルコール測定	有	0.00	○	
7	山崎 次郎	7777		22:54	乗務後アルコール測定	有	0.00	○	
8									
9									
10									
11									
12									

クラウドシステムとは

場所を選ばない

アルコールチェッカーとスマホやPC等を繋げていつでもどこでもアルコールチェック。

タイムリーな実施状況の把握

アルコールチェックの結果はリアルタイムに照会可能。異常が出たらアラート通知。

記録は全てクラウドに

データは全てクラウド保管。過去の記録も含めて、いつでも照会可能。ペーパーレス化も。

法令遵守を支援

法令に対応した機能を準備。法改正にも的確に対応。

業務効率化が可能

管理業務をシステム化することで大幅な業務効率化が可能。

権限設定が可能

管理者毎にデータの開示範囲を振り分けることで責任の所在を明確にすることが可能。

クラウド管理とは　～最新情報～

・自動点呼

管理者を介さず酒気帯び確認が可能
国土交通用で認証されたシステムで実施
「対面による点呼と同等の効果を有するもの」
管理者不在時に有効な酒気帯び確認方法

・アルコールインターロック

アルコールチェックの結果から、エンジンがかからないようにする装置
アルコールチェックの実施漏れや、
アルコールを摂取した運転者が運転することを物理的に防ぐ
緑ナンバーでは普及に向けた全日本トラック協会の取り組みも開始予定

本日のアジェンダ

① アルコールチェックに関する法制度の変遷

② 白ナンバーのアルコール検知器義務化について

③ 運用品質の重要性について

④ 現状の課題と対策方法について

⑤ アルコール検知器・運用方法の選び方

⑥ アルコール検知器ソシアックについて

ソシアックシリーズについて①

①高品質でリーズナブル

・品質にこだわり、日本製高感度センサーを採用。

・抜取ではなく全品検査を実施し、
合格したものだけを出荷。

・全機種がアルコール検知器協議会認定品。

②警察の飲酒検問用にも採用の品質

・ソシアックをベースとした飲酒検問用を開発。
警察の飲酒検問（第一次検査）用として採用。

③50,000以上の各協会・官公庁・企業が採用

・高品質、使いやすさ等から多くの団体・企業様が採用。
・センサー交換や修理サービス等も対応。

ソシアックシリーズ製品ラインナップ（全商品アルコール検知器協議会認定品）

アルコール検知器 ソシアック SOCIAC（SC-103）
アルコール検知器 ソシアック・エックス SOCIAC X（SC-202）

1人に1台。
最もスタンダードな自己管理型パーソナルタイプ

アルコール検知器 ソシアック・プロ SOCIAC PRO（SC-302）

パソコンで管理ができるデータ管理型

アルコール検知器 ソシアック・アルファ（SC-402） SOCIAC α
アルコール検知器 ソシアック・アルファー ネクスト（SC-403） SOCIAC α NEXT

アルコール成分以外への反応低減！
ハイグレードなパーソナルタイプ

アルコール検知器 ソシアック・ネオ SC-502 SOCIAC NEO
CLOUD クラウド

電気化学式センサー採用
スマートフォンアプリで計測結果を自動送信
クラウド管理も対応

NEO BLUE（NEB-601）
CLOUD クラウド

クラウド管理型向け
Bluetooth搭載
電気化学式センサー採用
アルコール検知器
自動点呼・インターロックにも対応可能

アルコール検知器協議会
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM

J-BAC 認定品

最後に

- ✅ 法改正で求められるのは「検知器の導入」ではなく「運用体制の整備」
- ✅ 確認記録は企業と安全運転管理者を守る重要なエビデンス
- ✅ 自社の運用に合った検知器と管理方法の選定が重要

CENTRAL

社会のお役に立つ
開発型企業を目指して

中央自動車工業株式会社

SOCiAC website　https://www.sociac.jp/
corporate website　https://www.central-auto.co.jp/